

令和6年度 第7回 佐渡市地域公共交通活性化協議会

～ 議案書 ～

協議事項 ①自家用有償旅客運送
（交通空白地有償運送：佐渡版ライドシェア）の実施について
（資料1）

協議事項①自家用有償旅客運送交通空白地有償運送：佐渡版ライドシェア）の 実施について

現状 観光シーズンにおける市内交通状況

- 1 市内のタクシーは6事業者・約50台で運行しているが、タクシー事業者へのヒアリングによると、観光シーズンには貸切需要が大幅に増加することから、観光や通院などの予約・即時配車に十分に対応できていない。また、高齢化する中、新たな運転手を確保できていない。
- 2 路線バスは主要観光地に延伸・迂回し運行しているが、運転手不足から減便により運行本数が少なく、また土休日はデマンドのみの運行で十分に対応できていない。
- 3 レンタカーは、毎年増車しているが繁忙期には予約できていない状況。
- 4 今後、世界遺産登録による観光客の増加が想定されるが、島内二次交通の不足により交通のオーバーツーリズムが懸念される。

交通空白地有償運送の必要性

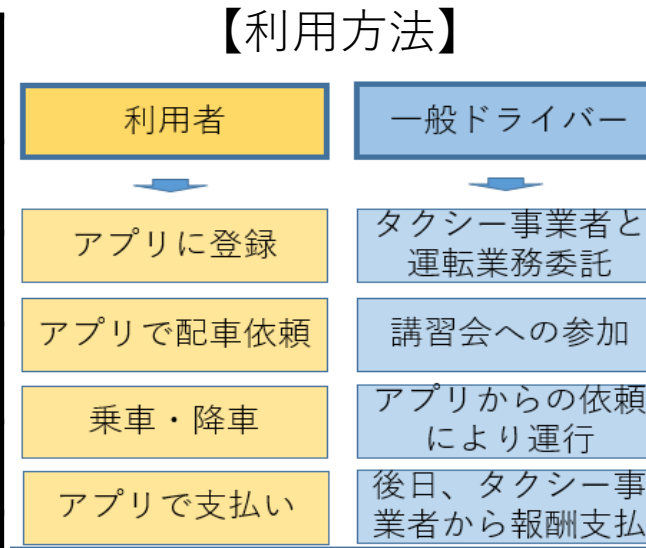
- ① 過疎地域や交通が著しく不便な地域において、**バス、タクシー等の交通事業者による輸送サービスの供給量が観光客を含む来訪者又は地域住民の需要量に対し十分に提供されていないこと。ライドシェアの配車率50%**（R6佐渡版ライドシェア実証調査より）
- ② 観光旅行客を含む来訪者又は地域住民に**必要な旅客輸送の確保が困難となっている状況**にあると認められる。

- 対策
- ☑一般のドライバーが自家用車を利用して有償で旅客を運送する佐渡版ライドシェアを実施。

☑タクシーが不足する地域、時期及び時間帯並びにそれぞれの不足車両数を定量的に把握し検証を行う。

実証調査の概要

法制度	道路運送法第78条第2号 (自家用有償旅客運送制度)
運行主体	佐渡市
事業者協力型委託先	新潟交通佐渡(株)、おけさ観光タクシー(株)
運送の区域	佐渡市内
対象時期・時間帯	R7.4.26～R7.11.30 7:00～22:00
利用者	観光客・市民 制限なし（専用アプリの登録が必要）
ドライバー	佐渡市在住者及び在勤者 20名程度
運賃	タクシーと同額程度



協議事項①自家用有償旅客運送交通空白地有償運送：佐渡版ライドシェア）の 実施について

協議事項

1 自家用有償旅客運送の種類

交通空白地有償運送（事業者協力型）

2 運行主体

佐渡市

3 事業者協力型（運行管理・車両管理）委託先

新潟交通佐渡(株)、おけさ観光タクシー(株)

4 運送の区域

佐渡市内

5 旅客から収受する対価

事前確定運賃（タクシー運賃と同額程度）

- ①（初乗り(1.03km) 570円＋加算運賃（256m）100円）×1.13※1
- ② 深夜割増（22時～23時） 2割増
- ③ 身体及び知的障がい者割引 1割引
- ④ 迎車回送料金 1車1回ごとに100円
- ⑤ 決裁手数料 100円

※1 自家用車活用事業において、国が示す佐渡市の運賃係数

6 運送しようとする旅客の範囲

来訪者（観光客、帰省者等）、地域住民

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局長

一般乗用旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者による
共同輸送サービスの提供について

一般乗用旅客自動車運送事業者による旅客輸送が提供されているものの、地域住民や来訪者の移動需要に必ずしも対応できておらず、かつ、自家用車活用事業による追加的な旅客輸送の提供も困難な地域において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号の自家用有償旅客運送の一類型として、一般乗用旅客自動車運送事業を補完する観点から、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1号の交通空白地有償運送を実施することが想定される。そのような場合には、下記のとおり、共同輸送サービス（一般乗用旅客運送事業者と自家用有償旅客運送者が共同して提供する輸送サービスをいう。以下同じ。）を提供することが可能であることとするので、その旨周知されたい。また、地域において自家用有償旅客運送を円滑に導入する観点から、地域公共交通会議において、共同輸送サービスの提供の可能性について、適切に協議されるよう取り措かれたい。

記

- 交通空白地有償運送の実施主体である市町村又は特定非営利活動法人等は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の2第1項第5号の事業者協力型自家用有償旅客運送（運行管理に加え、運送の手配に係るサービス提供について、当該地域の一般乗用旅客運送事業者の協力を得て行うものに限る。）を実施する場合には、以下の事項を行うことが可能である。
 - ① 近隣のタクシーの配車が困難な場合に自家用有償旅客運送自動車を配車するサービスを導入すること。
 - ② 自家用有償旅客運送者が収受する金額について、自家用有償旅客運送に係る対価に地域の公共交通の確保維持に活用するための協力金（以下「協力金」という。）を加え、当該地域のタクシー運賃と同額とすること。
1. ②の協力金は、共同輸送サービスのサービス向上に充てるものとする。この場合、当該協力金についても、自家用有償旅客運送者が法令上収受できる実費とみなす。

3. 協力金の使途及び管理者については、当該共同輸送サービスの提供について協議を行う地域公共交通会議において、協議を調えることとする。なお、具体的な使途としては以下のようなものが考えられる。

- (1) 共同輸送サービスの利用者の負担軽減
(タクシー・自家用有償旅客運送に使用できる共通クーポンに係る費用等)
- (2) 共同輸送サービスの提供に必要な施設及び車両の高度化
(遠隔点呼システムの導入、キャッシュレス決済機器の導入、車両の購入に係る費用等)
- (3) 共同輸送サービスのドライバーの育成、募集
(ドライバーの教育訓練や人材確保に向けた広報活動に係る費用等)
- (4) 共同輸送サービスの利用促進を図るために必要となる情報の収集・分析
(利用者拡大のためのマーケティング費用等)